

○静岡県公立大学法人評価委員会条例

平成18年3月24日

条例第29号

静岡県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

静岡県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第4項の規定に基づき、静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の業務の実績に関する評価等を行う静岡県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年条例25号・令和2年40号〕)

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例1号・22年4号・令和2年2号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第25号)

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第1条中静岡県監査委員に関する条例第2条の改正並びに第2条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月28日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。